

土地の造成工事が始まります(令和5年度の予定)

建物の移転が完了した地域から順次、土地の造成工事(土地を整形し、高低差を整え、 擁壁を造る工事)を開始します。安全に十分配慮しながら、工事を進めていきますので、 御協力をお願いします。

土地区画整理審議会委員の選挙があります。

現在の審議会委員の任期は、令和5年(今年)12月9日までです。このため、令和5年に審議会委員選挙を執行します。(立候補状況によっては、無投票となり、投票は行いません。詳細は、6月~7月ごろにお知らせします。)

土地区画整理法第76条申請(通称:76(ななろく)申請)

土地区画整理事業では、宅地を造成したり、道路や公園などを整備します。工事期間中などに新しい建物を建てたりすると、工事の支障になることもあり、また、せっかく建てた建物の解体をお願いすることにもなります。

このため、土地区画整理事業では換地処分が行われるまでは、新たに建物を建てたり、増改築する時には、市に申請をしていただき、市で内容などを確認し、許可できるかどうかを判断させていただきます。 土地や家に手を加えられる時には、事前に市役所にご相談ください。

市役所にお寄せいただいた質問など

土地区画整理事業をしている間は、土地や建物は売買できませんか。	売買していただいて構いません。土地や建物の所有者様が変わられる際には事前に、市役所区画整理課まで御連絡をお願いします。
市からは「令和7年度に移転する計画」と言われています。雨漏りしていますが、そのうち解体するのに修繕するのはもったいないので、早めに引っ越して、家を解体したいのですが、どうしたらよいでしょうか。	早期移転の説明をさせていただきます。市の予算の制限がありますが、早期に移転補償をさせていただくことができる場合があります。まずは市役所区画整理課までご相談ください。